⒀　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒂　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
　なお、紙入札方式の参加承諾に関しては、中部地方整備局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を持参又は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。
　一次選抜者は、一次審査の審査評価点合計が上位10者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）とする。ただし、一次審査の審査評価対象者が10者を超える場合は、10者を超えた者のうち上位半数（小数が発生した場合は小数第１位を切上）の者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を加える。
⒄　総価契約単価合意方式の適用
　①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
　②　本方式の実施方式としては、
　イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
　ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
　③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
　④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。
⒆　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『高柳⑴地区』（施工箇所：１箇所）、『高柳⑵地区』（施工箇所：１箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和元・２年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・２年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成17年度以降に元請けとして、下記の㋐から㋑の要件を全て満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。ただし、下記㋐から㋑の工事は同一工事（同一構造物）でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
　㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）
　㋑　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）の工事。
⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　①　監理技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　②　主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。
　・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
　・登録基幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの（国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）参照）
　③　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成17年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　④　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書及び技術資料（競争参加資格確認資料）（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
　なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本もしくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
　①　提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工